

公益財団法人岩手県南技術研究センター職員退職手当規程

平成 26 年 3 月 17 日 規程第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人岩手県南技術研究センター（以下「センター」という。）職員の退職手当に関し、必要な事項を定めたものである。

(退職手当の支給額)

第 2 条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

(退職金共済契約)

第 3 条 この規程による退職手当の支給をするためにセンターは、職員を被共済者として独立行政法人勤労者退職金機構（以下「中退共」という。）との間に退職金共済契約を締結する。

(支給対象者)

第 4 条 新たに職員となった者については、2 年を経過した翌月から中退共と退職金共済契約を締結する。

(掛け金額)

第 5 条 退職金共済契約の掛金月額、職員ごとに、給料の月額を 10 で除し、10,000 円未満を切り捨てた額とする。

(退職手当支給額)

第 6 条 退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。

(退職手当の減額)

第 7 条 職員が懲戒解雇をされた場合には、中退共に退職手当の減額を申し出るものとする。

(退職手当の減額)

第 8 条 退職手当は、職員（職員が死亡したときは遺族）に交付する「退職金共済手帳」により、中退共から支給を受けるものとする。

2 職員が退職または死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、本人または遺族が遅滞なく退職金を請求できるよう、速やかに「退職金共済手帳」を本人または遺族に交付する。

(その他)

第9条 この規程は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、職員代表と協議のうえ改廃することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の実施前から在籍している職員については、勤続年数に応じて過去勤務期間通算の申出を中退共に行うものとする。